

◆ 個人番号または法人番号記載のお願い ◆

1. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

社会保障・税番号制度が導入されることに伴い、償却資産の申告書に個人番号または法人番号の記載をお願いしています。お手数ですが、個人番号カードまたは通知カードに記載されている番号を、手引きP4・5の記載例のとおり申告書に記載の上、ご提出ください。

2. 本人確認資料の添付について

申告書をご提出される際には、マイナンバー法に定める本人確認を実施しています。

そのため、以下の書類が必要です。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

確認事項	必要書類
番号確認 (いずれか1点)	<ul style="list-style-type: none">個人番号カード（裏面） 通知カード個人番号が記載された住民票
本人確認 (いずれか1点)	<ul style="list-style-type: none">個人番号カード（表面） 運転免許証、旅券（パスポート）、障がい者手帳など 顔写真付身分証明書 ※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証明書の場合は、<u>2点必要</u>です。

(注) 法人番号または電子申請での提出の場合は、番号確認及び本人確認は行いません。

3. マイナンバーの記載がない申告書受理について

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高めるという制度の趣旨の元で記載をお願いしているところですが、マイナンバーの記載がない申告書についても受理しています。

なお、身元確認資料の不備等で本人確認ができない場合は、申告書へのマイナンバーの記載はないものとして受理しますので、ご了承ください。